

議案第 35 号

専決処分事項報告について（交野
市税条例の一部を改正する条例）

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専決処分書写……別記

平成 30 年 6 月 4 日提出

交野市長 黒 田 実

交野市税条例の一部を改正する条例

(写)

30専第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、交野市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

交野市長 黒 田 実

平成30年条例第16号

交野市税条例の一部を改正する条例

別 紙